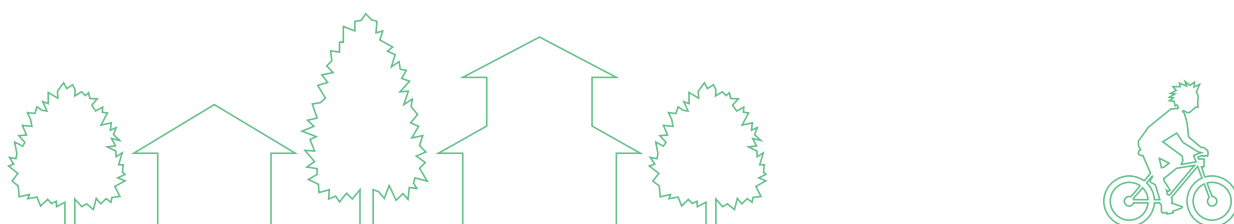
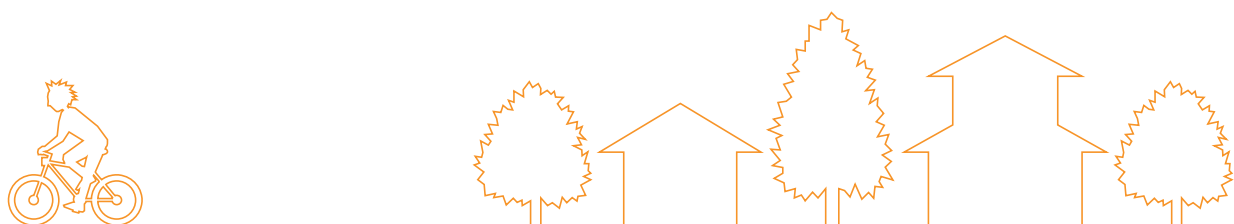


芦屋市自転車ネットワーク計画



平成 30 年 10 月

芦 屋 市



芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目 次

第1章 はじめに

- 1. 目的と位置づけ…………… 2
- 2. 対象区域…………… 3
- 3. 計画の構成…………… 4

第2章 自転車を取り巻く状況

- 1. 全市の状況…………… 6
- 2. 自転車利用の状況…………… 12
- 3. 自転車を取り巻く状況の考察…………… 29

第3章 基本方針と目標

- 1. 自転車利用に関する現状と課題…………… 32
- 2. 基本方針と目標…………… 33

第4章 自転車ネットワーク路線の選定

- 1. 路線選定の考え方…………… 36
- 2. 自転車ネットワーク路線の選定…………… 40

第5章 整備形態の選定

- 1. 整備形態の概要…………… 46
- 2. 整備形態の検討フロー…………… 49
- 3. 自転車ネットワーク路線の整備形態…………… 50

第6章 自転車ネットワーク整備に向けて

- 1. 計画の推進に向けて…………… 52
- 2. 整備方針…………… 53
- 3. 自転車利用ルールの周知・利用マナーの向上に向けた取り組み…………… 54

用語集…………… 56

参考資料…………… 57



第1章 はじめに



第1章 はじめに



第1章 はじめに

1. 目的と位置づけ

(1) 目的

平成19年7月に警察庁が公表した「自転車安全利用5則」により、「自転車は車両として車道走行が原則である」とする方針が改めて示された。そして平成24年11月に国土交通省と警察庁により「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が策定され、自転車の車道走行の徹底が図られた。しかし、これまで自転車歩行者道を中心として整備されてきた経緯もあり、自転車の車道通行が定着しない現状があった。その後平成28年7月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定により「原則自転車歩行者道は採用しない」とされ、自転車の車道走行はさらに強固なものとなった。

そういった状況の中で歩行者・自転車・自動車が安全・安心で快適に通行できるような走行環境の整備が課題となっており、芦屋市でも安全・安心なまちづくりを進めていくうえで走行環境の整備を行っていく必要がある。

本計画は、歩行者・自転車の安全・安心のために、自転車走行環境を整備（自転車の走る場所を明確化）し、自転車ネットワークを形成することを目的とする。

(2) 位置づけ

本計画は、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全に関する施策を定めた「第10次芦屋市交通安全計画（平成28年12月）」に基づき、具体的な対策を定める。

○「第10次芦屋市交通安全計画」抜粋

第1章 道路交通の安全

第3節 道路交通の安全についての対策

1 今後の道路交通安全対策を考える視点

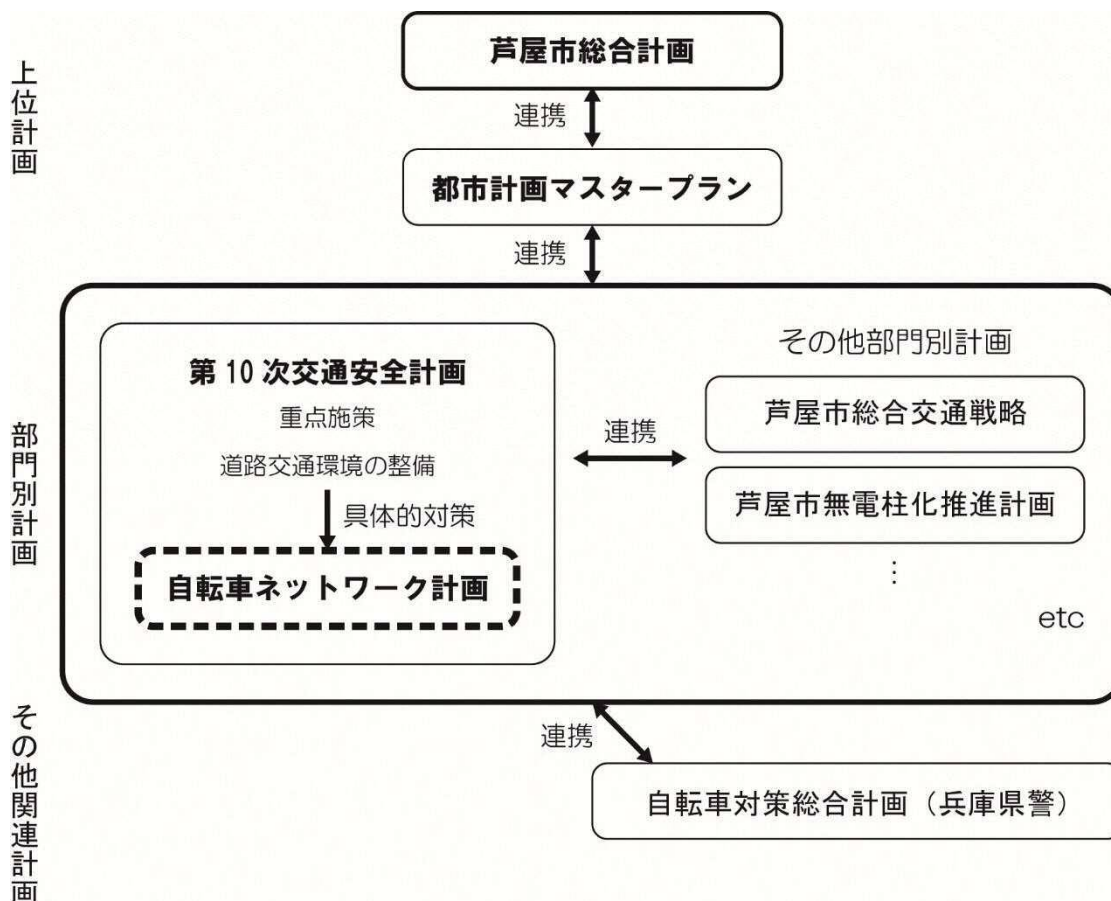
(2) 自転車の安全確保より

自転車の安全利用を促進するため、生活道路や幹線道路等において歩行者との共存を図るため、自転車の走行区間を確保することを検討します。

2 重点施策

(3) 道路交通環境の整備より

通学通園路、生活道路、幹線道路等において交通安全施設などの整備を図るとともに、自転車ネットワーク計画の検討を行い、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備に向けた交通安全対策を実施していきます。



2. 対象区域

本計画の対象区域は、奥池地区を除く市内全域とする。



3. 計画の構成

